

令和5年2月21日	資料1
第3回 高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画） 策定の手引きに係るワーキンググループ	

高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き 見直し（案）について

厚生労働省 保険局 高齢者医療課

1

1. 手引きの見直し（案）について

- ① 論点と第2回WGで示した見直しの方向性
- ② 見直しの全体像

後期データヘルス計画に関する現状と課題及び論点

	現状と課題	論点
保健事業の 内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和2年度から一体的実施が開始されたため、現行の手引きには一体的実施に係る事項が記載されていない。 ➤ 高齢者保健事業は、全ての広域連合で概ね同様の事業が実施されているが、構成市町村における実施状況については、広域連合ごとに差が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「実施主体・関係部局の役割」や「保健事業の内容」を中心に、一体的実施に係る記載を追加してはどうか。また、どのような記載が必要になるか。 ➤ 高齢者の健康の保持・増進及びQOL向上や医療費適正化の観点から、構成市町村における実施状況に差が生じていることについて、どのように考えるか。
データヘルス 計画の標準化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第3期データヘルス計画の策定に係る担当職員数は平均3.54人であり、保健師は平均1.46人であった。 ➤ 一部の健保組合や国保においてデータヘルス計画の標準化が実施されているが、広域連合においては実施されていない。 ➤ 第3期データヘルス計画策定に向けて、標準化を希望する広域連合が多い一方で、地域特性に応じた計画が策定しにくくなることを懸念する意見も挙げられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第2期データヘルス計画の内容、第3期データヘルス計画に向けた課題・標準化に対する要望を踏まえ、広域連合におけるデータヘルス計画の標準化について、どのように考えるか。 ➤ データヘルス計画の項目のうち、何について、どこまで標準化することが必要か。
評価指標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第2期データヘルス計画における、評価指標の設定状況は様々であり、広域連合間の比較が難しい。 ➤ 手引きのうち、見直しや例示の追記を希望する事項として、事業評価方法や高齢者にあった目標の提示などが挙げられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保健事業の内容毎に評価指標を整理し、例示することについて、どのように考えるか。 ➤ 一体的実施の開始により、保健事業だけでなく介護予防の取組も実施している状況を踏まえ、評価指標の具体を示すことについて、どのように考えるか。 ➤ アウトカム指標については、短期的なものの中長期的なものに整理し、例示してはどうか。
他の計画との 調和（整合性）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 次期計画で調和を図る予定の計画は、「医療費適正化計画」と「健康増進計画」が多かった。 ➤ 他計画との整合性を図ることで想定している見直し事項として、関連項目についての目標値などが挙げられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齢者保健事業のより効果的な展開を目指し、医療費適正化計画・健康増進計画・介護保険事業（支援）計画など、他の計画との調和（整合性）を図ることについて、どのように考えるか。 ➤ 国保データヘルス計画との連続性を踏まえ、どのような記載が必要になるか。

論点：保健事業の内容の充実	前回の主な意見
<ul style="list-style-type: none"> 「実施主体・関係部局の役割」や「保健事業の内容」を中心に、一体的実施に係る記載を追加してはどうか。また、どのような記載が必要になるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健事業と介護予防の一体的実施は、後期高齢者の保健事業の中心的な取組となる。追加というより、むしろ中心的な保健事業と捉えた記載が必要。 「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」を踏まえて、広域連合と市町村のそれぞれの役割、進める際の具体的な留意事項といった記載があると良い。
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の健康の保持・増進及びQOL向上や医療費適正化の観点から、構成市町村における実施状況に差が生じていることについて、どのように考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施状況に差があること自体が問題ではなく、各市町村が健康課題に沿った取組を実施できているかどうか問題である。 データヘルス計画は、健康寿命の延伸や医療費適正化といった大きな目標を目指した計画であるため、ある程度の計画の枠はあるが、その中でメインとなる健康課題・取組内容・活用資源など、個別事業については多様性があってしかるべき。 広域連合が果たす役割は、市町村の底上げや、各市町村が健康課題を分析し、それに適合した保健事業をスムーズに行えているかどうかのモニタリングである。

見直しのポイント（案）

- 一体的実施が後期高齢者保健事業の中心的な取組であることを踏まえ、事業内容や評価指標例について記載。
- 広域連合が果たす役割として、市町村における一体的実施を中心とした保健事業の進捗管理（アウトプット・アウトカム）を位置づける。

現行の記載

2. 計画に記載すべき事項 （5）保健事業の内容

（高齢者の特性を踏まえた事業展開）

- 75歳に達すると後期高齢者医療制度の被保険者となることを踏まえ、前期高齢者の多くが加入する市町村国保においても、地域包括ケアシステムの構築に向けて、広域連合とも連携しつつ健康・医療情報等の共有・分析を進め、生活習慣病の重症化予防に加え、高齢者の特性¹⁵を踏まえた、保健事業の選択を行うよう努める。
- 高齢者の特性を踏まえた保健事業は、平成30年度以降、全国の広域連合に横展開を目指しているところであり、計画の策定等に当たっては、高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ¹⁶において策定される「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を有効に活用することが考えられる。

見直し（案）

- 高齢者の特性を踏まえた事業展開に、一体的実施等で取り込まれる事業内容を記載（低栄養、健康状態不明者対策・・・等）
- 広域連合と市町村が一体的実施の取組を進める際の具体的な留意事項を記載
- 特に、
 - ①広域連合が一体的実施の進捗状況を把握する際の指標例
 - ②より効果的な一体的実施の取組を進めるための市町村との関わり方のポイント を記載
- 一体的実施で実施される個別事業の「評価指標例」を記載

論点：データヘルス計画の標準化

- 第2期データヘルス計画の内容、第3期データヘルス計画に向けた課題・標準化に対する要望を踏まえ、広域連合におけるデータヘルス計画の標準化について、どのように考えるか。
- データヘルス計画の項目のうち、何について、どこまで標準化することが必要か。

前回の主な意見

- 基本的には一定のフレームに沿って各広域連合がデータヘルス計画を検討しながら、独自性を出せば良いと考えている。考え方（策定プロセス）のフレームを示していくという標準化が良い。
- データヘルス計画の標準化はフレームを示すことが必要。目的・加入者の状況・健康課題（エリア別の特徴を含む）・健康課題に対する目標といった構造がある。
- 広域連合の状況だけでなく、市町村の状況も含め、データはKDBから把握する等、既存データの活用・フレームを整理し、何をしたらいいのか迷う時間を減らすことで、考察や事業検討に時間が取れるようにするのが良い。

見直しのポイント（案）

- 後期データヘルス計画における標準化の目的を明確にする。
- 標準化のポイントとなる、策定段階での考え方のフレーム（構造的な計画様式）と共通の評価指標について整理する。

現行の記載

1. 計画の基本的事項 （3）関係者が果たすべき役割

- さらに、計画期間を通じてPDCAサイクルに沿った確実な計画運用ができるよう、担当者・チームの業務をマニュアル化する等により明確化・標準化するとともに、担当者が異動する際には経過等を含めて確実に引継ぎを行う等の体制を整えることも重要である。

2. 計画に記載すべき事項 （5）保健事業の内容

イ. 保健事業に係る実施内容等の明確化・標準化

- 計画に盛り込む保健事業については、事業内容を標準化して評価可能なものとするとともに、同様の健康課題を抱える保険者等との取組の比較が可能となるよう、保健事業ごとに「目的」、「目標」、「対象者」、「事業内容」、「実施方法」、「評価体制・方法」、「実施体制」、「実施スケジュール」、「実施期間」、「実施場所」等を整理し、計画に記載する。

見直し（案）

- 「1. 計画の基本的事項」の背景・目的に、標準化の取組の目的やその効果について記載する。
- 標準化の要素の一つである、策定段階での考え方のフレーム（構造的な計画様式）を整理・記載する。
- データヘルス計画の共通の評価指標を整理・記載する。
- その際、計画策定のプロセスにおいて把握すべきデータについても整理・記載する。

論点：評価指標の設定	前回の主な意見
<ul style="list-style-type: none">➤ 保健事業の内容毎に評価指標を整理し、例示することについて、どのように考えるか。➤ 一体的実施の開始により、保健事業だけでなく介護予防の取組も実施している状況を踏まえ、評価指標の具体を示すことについて、どのように考えるか。➤ アウトカム指標については、短期的なものと中長期的なものに整理し、例示してはどうか。	<ul style="list-style-type: none">• 加入者全体を見るもの、一体的な実施の対象者を見るもの、というように、定義を明確にした上で指標を検討していくことが重要。• データヘルス計画は、個別事業計画と違ってマクロ的な指標をきちんと設定する必要がある。広域連合単位の指標として必要なもの、市町村単位で見ると良いべきデータを整理すると良い。• 評価指標については、既に手引きでも一定のエッセンスが明記されている。現行手引きには成果目標の設定例が書かれているが、具体的にどのように書けばいいか記載がなく、その点の抽象度がまだ高い。• 指標もさることながら、データを見るとき解釈に係る留意点が必要。• 「健保組合の保険者共通評価指標の一覧」は、アウトカム志向で設定されている。また、現場の負担感を抑えながら組合同士で比較できるように設定している。

見直しのポイント（案）

- データヘルス計画の総合的な評価指標と、個別事業の評価指標を整理する。
- データヘルス計画の総合的な評価指標について、共通評価指標を設定することで、広域連合間の比較を可能にする。
- データヘルス計画の総合的な評価指標について、共通評価指標の設定だけでなく、計画を策定する際に確認すべきデータについて提示する。 例：医療費、疾病別医療費、介護給付費 等
- 個別事業の評価指標について、後期高齢者の保健事業の中心となる、一体的実施の取組に関する評価指標例を提示する。
- 個別事業の評価指標例については、アウトプット・アウトカムに分けて整理する。

見直しの方向性 他の計画との調和（整合性）

令和4年12月13日

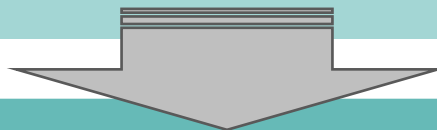
第2回 高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）
策定の手引きに係るワーキンググループ

資料2

他の計画との調和（整合性）	前回の主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者保健事業のより効果的な展開を目指し、医療費適正化計画・健康増進計画・介護保険事業（支援）計画など、他の計画との調和（整合性）を図ることについて、どのように考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 他の計画がなにを目指していて、どのような事業があるか、把握せずに計画策定してしまうことがある。高齢者に係る計画であれば、健康増進計画や介護保険事業計画がなにを目指してるのか等、確認しながら策定することが大事。 • 他計画との整合性を図るプロセス自体が大事。 • 後期高齢者の場合、有病者が多く介護予防が必要な人も多いため、ひとつの健康課題でも複数のアプローチが必要になる。各制度を俯瞰しどのように活用するのかという視点を、後期高齢者だからこそ盛り込む必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国保データヘルス計画との連続性を踏まえ、どのような記載が必要になるか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 広域連合が策定する計画のため、県単位の計画との整合性を図ることは当然だが、市町村単位の計画とどこまで整合性を図るのかは難しい。 • 広域連合の課題とそれに対する目標を具体的に示してもらえると、市町村側としては、市町村がどうなることを望んでいるかが分かる。事業実施の有無だけでなく、どこまで改善しているのかについても、広域連合と市町村が共通認識を持ちながら事業を進められると良い。

見直しのポイント（案）

- 都道府県単位で作成される他計画について、他計画の目的・目標等を把握し、後期データヘルス計画との関連事項を確認するプロセスが重要である旨を明示。
- ひとつの健康課題に対して複数のアプローチが必要になるという、後期高齢者の特徴を踏まえ、各制度（国保の保健事業・介護予防事業）を俯瞰した上で計画策定する旨を明示。



現行の記載

1. 計画の基本的事項 (2) 計画の位置づけ

(他の法定計画等との調和)

- 計画は、健康増進法に基づく「基本的な方針」²を踏まえるとともに、都道府県健康増進計画や市町村健康増進計画、都道府県医療費適正化計画、介護保険事業計画と調和のとれたものとする必要がある³。

見直し（案）

- 健康増進計画や医療費適正化計画等、他計画を確認する際の確認事項を記載
- 確認すべき各制度（国保の保健事業・介護予防事業）の具体を記載
- 国保データヘルス計画との連続性に関して、国保（前期高齢者）とのつながりを意識した保健事業の展開について記載

データヘルス計画の標準化 ：標準化の要素及び評価指標の整理

令和4年12月13日

第2回 高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きに係るワーキンググループ

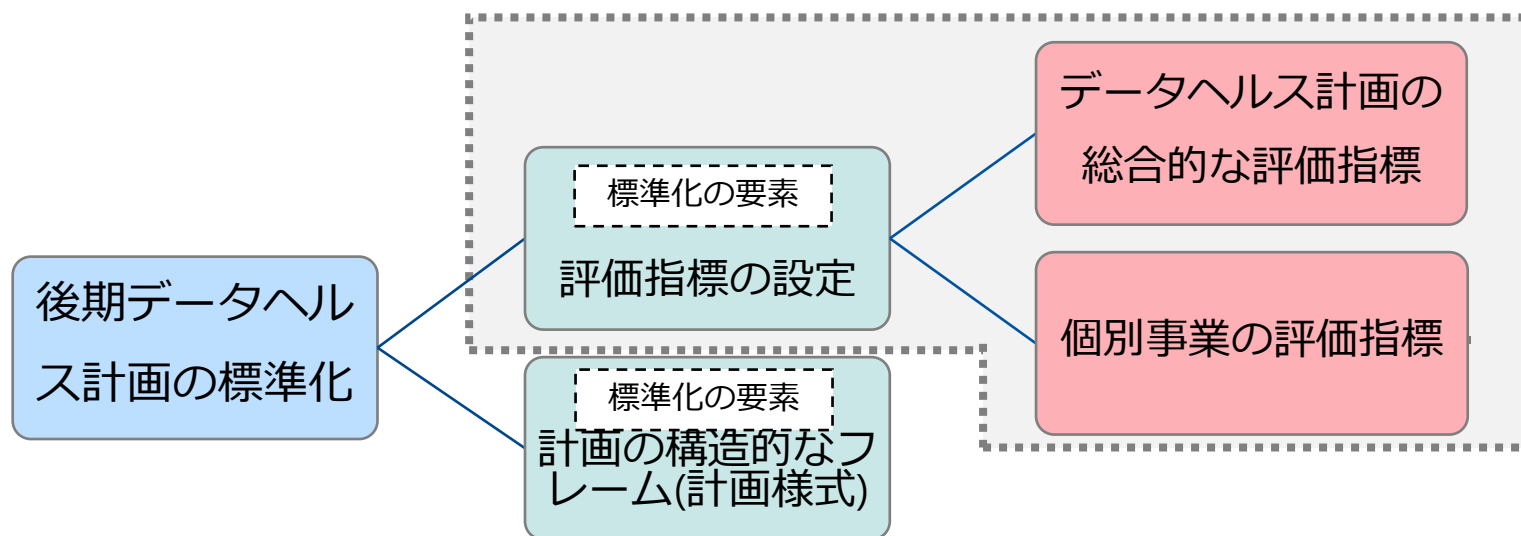
資料
2

前回のご意見

- データヘルス計画全体の指標と、個別事業の指標は異なる。
- 「健保組合の保険者共通評価指標の一覧」は、アウトカム志向で設定されており、現場の負担感を抑えながら組合同士で比較できるように設定されている。
- 広域連合の課題とそれに対する目標を具体的に示してもらえると、市町村側としては、市町村がどうなることを望んでいるかが分かる。事業実施の有無だけでなく、どこまで改善しているのかについても、広域連合と市町村が共通認識を持ちながら事業を進められると良い。

データヘルス計画における標準化の要素と評価指標

- 評価指標と計画の構造的なフレーム（計画様式）は、データヘルス計画の標準化の要素であり、評価指標には、データヘルス計画の総合的な評価指標と個別事業の評価指標とが設定される。



データヘルス計画の標準化 ：考え方のフレーム（構造的な計画様式）

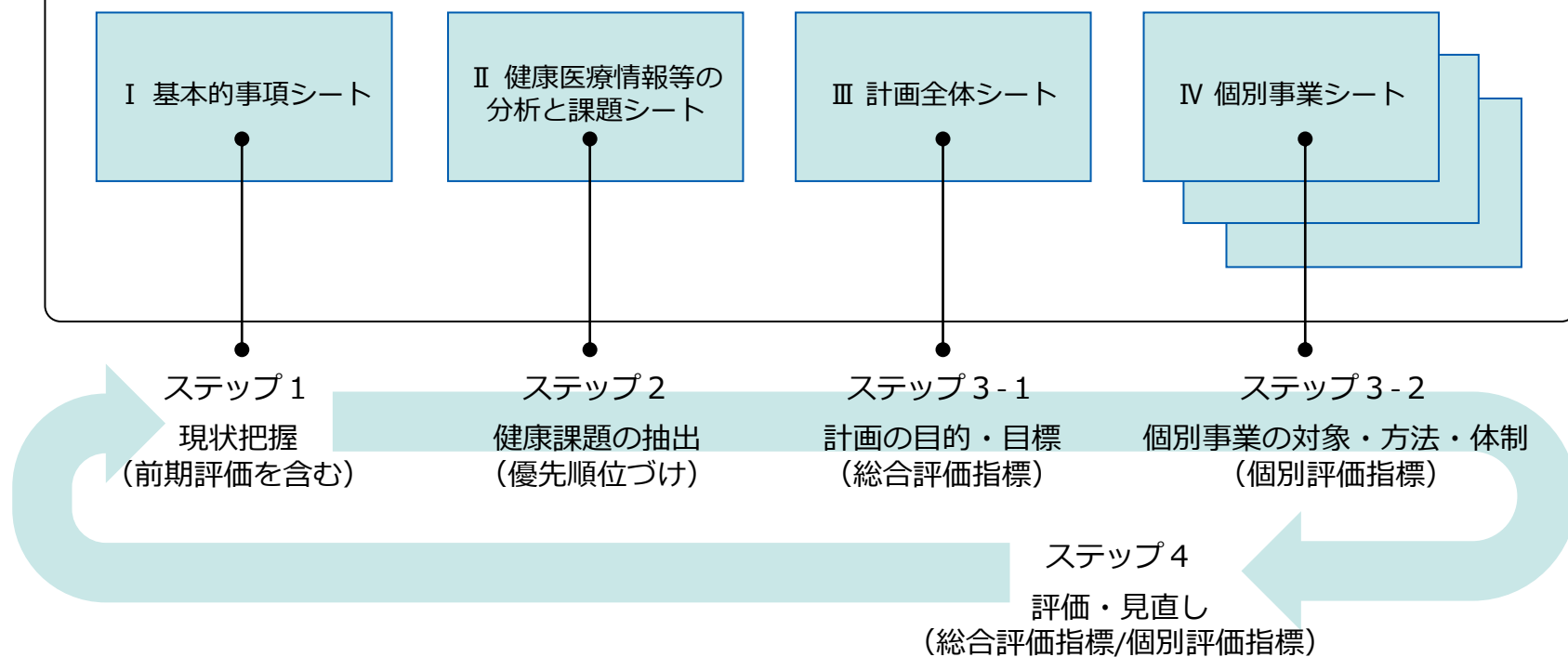
令和4年12月13日

第2回 高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きに係るワーキンググループ

資料
2

- 効果的・効率的な保健事業の実施を目指して標準化を進めるには、従来のように保健事業を実施するための計画を策定するのではなく、健康課題を解決するための計画が策定できるように、策定段階での考え方のフレーム（構造的な計画様式）が重要。
- 下記のステップ1～4は、計画を策定する際の要素のひとつ。

健康課題解決につながる計画を策定するためのフレーム （構造的な計画様式）



第2回WGで提示した見直しの方向性（まとめ）

論点	見直しのポイント（案）
保健事業の内容の充実	<ul style="list-style-type: none">■ 一体的実施が後期高齢者保健事業の中心的な取組であることを踏まえ、事業内容や評価指標例について記載。■ 広域連合が果たす役割として、市町村における一体的実施を中心とした保健事業の進捗管理（アウトプット・アウトカム）を位置づける。
データヘルス計画の標準化	<ul style="list-style-type: none">■ 後期データヘルス計画における標準化の目的を明確にする。■ 標準化のポイントとなる、策定段階での考え方のフレーム（構造的な計画様式）と共通の評価指標について整理する。
評価指標の設定	<ul style="list-style-type: none">■ データヘルス計画の総合的な評価指標と、個別事業の評価指標を整理する。■ データヘルス計画の総合的な評価指標について、共通評価指標を設定することで、広域連合間の比較を可能にする。■ データヘルス計画の総合的な評価指標について、共通評価指標の設定だけでなく、計画を策定する際に確認すべきデータについて提示する。 例：医療費、疾病別医療費、介護給付費 等■ 個別事業の評価指標について、後期高齢者の保健事業の中心となる、一体的実施の取組に関する評価指標例を提示する。■ 個別事業の評価指標例については、アウトプット・アウトカムに分けて整理する。
他の計画との調和（整合性）	<ul style="list-style-type: none">■ 都道府県単位で作成される他計画について、他計画の目的・目標等を把握し、後期データヘルス計画との関連事項を確認するプロセスが重要である旨を明示。■ ひとつの健康課題に対して複数のアプローチが必要になるという、後期高齢者の特徴を踏まえ、各制度（国保の保健事業・介護予防事業）を俯瞰した上で計画策定する旨を明示。

見直しの方向性に係る主な意見（第2回WG）

- 4つの論点に対する見直しの方向性及び見直し案について了解を得たが、以下のような意見が出された。

主な意見

- 共通評価指標の健診受診率の分母については、対象外者を統一することで、広域連合間における比較を可能にするべき。手引きの見直し等の節目の時でなければ実行できない。との意見があった一方で、実態を踏まえるとすぐに運用を変えることは難しいとの意見があった。
- 広域連合のデータヘルス計画においては、多くの場合、計画策定者と実施者が異なるという特徴があるため、「広域連合ができることはなにか」という視点で計画策定しないと意味がない。広域連合の役割としては、委託事業等の適切な進捗管理・継続のための丁寧な支援が重要である。
- 計画策定において担当者は自信を持てずにいるため、計画様式の活用は、思考の整理・計画内容を説明する際の後押しという意味で効果的。計画様式と一緒に、具体的な記載例が示されると良い。
- 後期から国保（若い世代の保険者）に対して、後期の現状・課題・目標について、しっかりと示していく姿勢が重要。それを実現できるような計画になることが望まれる。
- ハイリスクアプローチのみならず、ポピュレーションアプローチとの連動についての記載も重要。

標準化に対する主なご意見

- 計画様式と共通評価指標の提示（標準化）について意見を聞いたところ、計画様式・評価指標ともに、策定に係る負担軽減や広域連合間の比較が容易になる点が評価され、肯定的な意見が多かった。
- 併せて、記載事項のボリュームや、評価指標を算出する際の実行可能性等についての要望があった。

	肯定意見	改善希望／要望
計画様式	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式が示されることで、策定の負担軽減につながる ● 共通の様式によって、広域連合内、広域連合間の比較・関係者との情報共有が容易になる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式に、具体的な記載例があると良い ● 策定フローに他計画と連携すべき事項や、情報共有のタイミングが入ると良い ● 記載事項が多いと負担が大きい。
評価指標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価指標や目標値の設定が容易になり、市町村にも提示しやすい ● 広域連合間の比較が容易になる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域連合が策定するDH計画の実態に即した評価指標の考え方が必要 ● 実行可能性の観点から算出方法を示してほしい。 ● 保険者インセンティブの指標との整合を図ってほしい。

調査概要：デスクリサーチ・アンケート調査結果等をもとに7広域連合を選定し、広域連合の取組内容・評価に係る課題等についてヒアリングを実施。第2回WGにおいて議論された、計画様式の提示及び共通評価指標等について意見を聴取した。（令和4年12月）

1. 手引きの見直し（案）について

① 論点と第2回WGで示した見直しの方向性

② **見直しの全体像**

データヘルス計画策定の手引き 見直しの全体像

- 手引きにおける※の項目を中心に、記載事項の追記・修正の見直しを行うとともに、新たに計画様式を作成。

【データヘルス計画策定の手引き（構成）】

1. 計画の基本的事項

- (1) 背景・目的 ※
- (2) 計画の位置づけ ※
- (3) 関係者が果たすべき役割
 - ①実施主体・関係部局の役割 ※
 - ②外部有識者等の役割
 - ③被保険者の役割

2. 計画に記載すべき事項

- (1) 基本的事項
 - ①計画の趣旨
 - ②計画期間
 - ③実施体制・関係者連携
- (2) 現状の整理
 - ①保険者等の特性
 - ②前期計画等に係る考察
- (3) 健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出 ※
- (4) 目標 ※
- (5) 保健事業の内容 ※
- (6) 計画の評価・見直し ※
- (7) 計画の公表・周知 ※
- (8) 個人情報の取扱い
- (9) 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項

3. 国からの支援等 ※

- (1) 特別調整交付金
- (2) 後期高齢者医療制度事業費補助金
- (3) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
- (4) 国保ヘルスアップ事業

別添：データヘルス計画策定チェックリスト
：計画様式（シートⅠ～Ⅴ）

手引き見直しの概要（①保健事業の充実／②データヘルスの標準化）

論点	見直しのポイント	追記・修正の概要
保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一体的実施が後期高齢者保健事業の中心的な取組であることを踏まえ、事業内容や評価指標例について記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ① P19（５）保健事業の内容／（高齢者の特性を踏まえた事業展開）に、一体的実施の事業内容・ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを連動させた取組について追記。 ② P23（６）計画の評価見直し／ウ．計画に盛り込む個別の保健事業に係る評価に、一体的実施の取組毎の評価指標例を追記。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広域連合が果たす役割として、市町村における一体的実施を中心とした保健事業の進捗管理（アウトプット・アウトカム）を位置づける。 	<ul style="list-style-type: none"> ① P19（５）保健事業の内容／（高齢者の特性を踏まえた事業展開）に、一体的実施等の事業を市町村に委託する場合、事業評価等の進捗管理を行い、市町村支援を丁寧に実施する事を追記。 ② P16（４）目標／（広域連合における目標の視点）に、評価指標は、アウトプット・アウトカムを中心とし、ストラクチャー・プロセスにおいては、設定したアウトプット・アウトカムを達成するために必要となる、広域連合の取組内容（プロセス）及び体制（ストラクチャー）について、保健事業毎に計画を策定する事を追記。 ③ 計画様式のシートⅢ「計画全体」、シートⅣ「個別事業」を作成。
データヘルスの標準化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 後期データヘルス計画における標準化の目的を明確にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ① P3（１）背景・目的（保健事業実施計画の背景）に、策定における考え方のフレーム（構造的な計画様式）や共通の評価指標を設定することで、広域連合間の実績を比較可能とし、市町村との連携を含めた、効果的な保健事業の抽出につなげることが期待される旨を追記。 ② P5（２）計画の位置づけに、標準化の効果について追記。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 標準化のポイントとなる、策定段階での考え方のフレーム（構造的な計画様式）と共通の評価指標について整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 上記に加え、P16（４）目標／（広域連合における目標の視点）に、データヘルス計画の総合的な評価指標として、共通評価指標を追記。 ② 計画策定において活用する、計画様式（シートⅠ～Ⅴ）を別途示す。

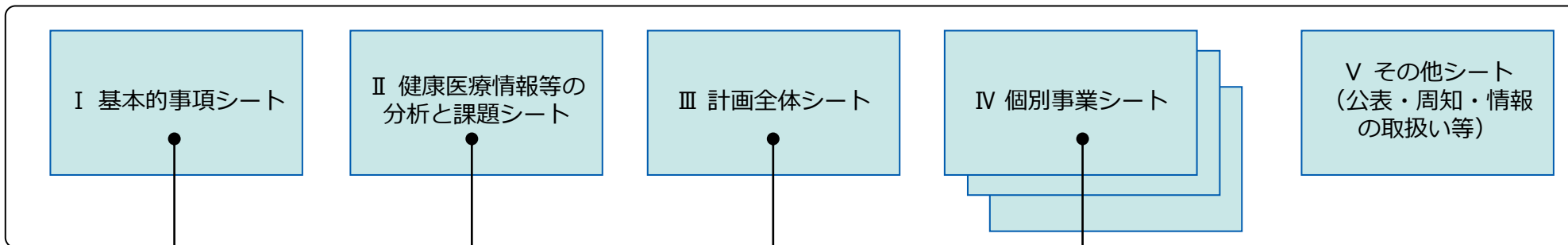
手引き見直しの概要（③評価指標の設定／④他の計画との調和）

論点	見直しのポイント	追記・修正の概要
評価指標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ■ データヘルス計画の総合的な評価指標と、個別事業の評価指標を整理する。 ■ データヘルス計画の総合的な評価指標について、共通評価指標を設定することで、広域連合間の比較を可能にする。 ■ データヘルス計画の総合的な評価指標について、共通評価指標の設定だけでなく、計画を策定する際に確認すべきデータについて提示する。 ■ 個別事業の評価指標について、後期高齢者の保健事業の中心となる、一体的実施の取組に関する評価指標例を提示する。 ■ 個別事業の評価指標例については、アウトプット・アウトカムに分けて整理する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 計画様式のシートⅢ「計画全体」とシートⅣ「個別事業」を作成。 ② P16（4）目標／（広域連合における目標の視点）に、データヘルス計画の総合的な評価指標として、共通評価指標を追記し、併せて、保険者として確認することが必要なデータ例についても追記。 ③ P23（6）計画の評価見直し／ウ．計画に盛り込む個別の保健事業に係る評価に、一体的実施の取組毎の評価指標例をアウトプット・アウトカムに分けて追記。
他の計画との調和（整合性）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都道府県単位で作成される他計画について、他計画の目的・目標等を把握し、後期データヘルス計画との関連事項を確認するプロセスが重要である旨を明示。 ■ ひとつの健康課題に対して複数のアプローチが必要になるという、後期高齢者の特徴を踏まえ、各制度（国保の保健事業・介護予防事業）を俯瞰した上で計画策定する旨を明示。 	<ol style="list-style-type: none"> ① P5（2）計画の位置づけ／（他の法定計画との調和）に、他計画の計画期間・目的・目標を把握し、データヘルス計画との関連事項・関連目標を確認するプロセスが重要である旨を追記。 ② 他の計画における関連事項・関連目標を踏まえ、データヘルス計画において推進・強化する取組等について検討し、市町村や取組を実行していく上で連携が必要となる関係者等に共有し、理解を図ることが重要である旨を追記。 ③ 計画様式のシートⅠ「基本的事項」に、関連する他計画関連事項・関連目標について記載する欄を作成。 ④ 計画様式のシートⅡ「情報分析と課題」に、関連する他の計画を踏まえた広域連合の取組について記載する欄を作成。 ① 国保データヘルス計画との連続性を踏まえて、後期における課題の把握や対応策を検討する上では、国保で実施されている保健事業の内容について把握しておくことが重要である旨を追記。 ② 一体的実施の委託について市町村と調整する上でも、市町村で実施されている国保の保健事業と介護予防事業の内容について把握することが重要である旨を追記。 ③ 併せて、広域が把握すべき国保保健事業・介護予防事業について追記。

データヘルス計画の標準化 ：考え方のフレーム（構造的な計画様式）

- データヘルス計画策定の際に活用する計画様式を作成。（シートⅠ～Ⅴ）
- 計画様式には、手引きで示している策定のプロセスを含めている。

健康課題解決につながる計画を策定するためのフレーム（構造的な計画様式）



ステップ1
現状把握
(前期評価を含む)

ステップ2
健康課題の抽出

ステップ3-1
計画の目的・目標
(総合的な評価指標)

ステップ3-2
個別事業の方法・体制
(個別評価指標)

ステップ4
評価・見直し
(総合評価指標/
個別評価指標)

シートⅢ：計画全体

課題・課題解決に係る取組の方向性・
目的・目標・各年度の目標値設定

シートⅣ：個別事業

個別事業の概要・評価指標・
方法・体制

データヘルス計画の評価指標等について

評価指標 設定のポイント

- 広域連合が既存のデータベースシステム又は統計で確認できる

総合的な評価指標 (共通評価指標)

健診受診率 } { 健診の対象外とする者の設定が統一されていない
⇒ 対象外の者について設定し、分母を統一する。

歯科健診受診率 } { 健診の対象外とする者の設定が統一されていない
⇒ 対象外の者について設定し、分母を統一する。

質問票を活用したハイリスク者把握に基づく保健事業を実施している市町村数

アウトプット 以下の保健事業（ハイリスクアプローチ）の実施市町村数

- ・低栄養
- ・口腔
- ・服薬（重複・多剤等）
- ・重症化予防（糖尿病性腎症）
- ・重症化予防（その他 身体的フレイルを含む）
- ・健康状態不明者対策

※各事業対象者の抽出基準は問わない

アウトカム 平均自立期間（要介護2以上）

アウトカム ハイリスク者割合
(一体的実施支援ツールの抽出基準に該当する者の割合)

- ・低栄養～健康状態不明者

策定の際に確認が必要なデータ例※

1人当たり医療費

1人当たり医療費（入院）

1人当たり医療費（外来）

1人当たり医療費（歯科）

1人当たり医療費（調剤）

疾病分類別医療費

介護給付費

上手な医療の かかり方	後発医薬品の使用割合
	重複投薬患者割合

※広域連合による保健事業の実施以外の要因が大きいこと等により、共通の評価指標として設定しないが、各広域連合が評価指標として設定することも差し支えない。

個別事業（一体的実施）の 評価指標例

低栄養	重症化予防 (糖尿病性腎症)
口腔	身体的フレイル
服薬（多剤）	健康状態不明者対策

(指標例の詳細はP18を参照)

※各広域連合が、上記以外の評価指標を設定することも差し支えない。

総合的な評価指標（共通評価指標）

- 複数の保健事業等の実施による成果を確認するため、後期データヘルス計画の総合的な評価指標として以下を設定する。

【R5年5月に作業する場合】

高齢者保健事業の最終目標	重点的な取組	共通指標	分母	分子	確認方法	
在宅で自立した生活がおくれる高齢者の増加	<ul style="list-style-type: none"> ■健康診査・歯科健診の実施 ■ハイリスク者の把握（スクリーニング） 	健診受診率	被保険者数（R4年4月1日時点） -対象外者数（R4年4月～R5年3月） ▶今後、対象外者について統一	健診受診者数 （R4年4月～R5年3月）	広域連合による把握 ▶分母が統一されると、KDBでも47広域の数値を同基準にて確認することが可能になる	
		歯科健診受診率	被保険者数（R4年4月1日時点） -対象外者数（R4年4月～R5年3月） ▶今後、対象外者について統一	健診受診者数 （R4年4月～R5年3月）	広域連合による把握	
		質問票を活用したハイリスク者把握に基づき保健事業を実施している市町村数・割合	全市町村数 （R5年3月31日時点）	実施市町村数 （R5年3月31日時点）	広域連合による把握	
	<ul style="list-style-type: none"> ■生活習慣病等の重症化予防 ■重症化予防 ・コントロール不良者 ・糖尿病等治中断者 ・基礎疾患保有+フレイル ・腎機能不良未受診者 ■高齢による心身機能の低下防止 ・低栄養 ・口腔 ・身体的フレイル 	アウトプット	実施市町村数 ・低栄養 ・口腔 ・服薬（重複・多剤等） ・重症化予防（糖尿病性腎症） ・重症化予防（その他 身体的フレイルを含む） ・健康状態不明者対策	全市町村 （R5年3月31日時点）	実施市町村数 （R5年3月31日時点）	広域連合による把握 （各市町村が提出する一体的実施の事業実施計画書）
			平均自立期間（要介護2以上）	（R5年3月31日時点）	（R5年3月31日時点）	KDBシステム 「地域の全体像の把握」
		アウトカム	ハイリスク者割合 ・低栄養 ・口腔 ・服薬（睡眠薬） ・身体的フレイル（ロコモ含む） ・重症化予防（コントロール不良者） ・重症化予防（糖尿病等治療中断者） ・重症化予防（基礎疾患保有+フレイル） ・重症化予防（腎機能不良未受診者） ・健康状態不明者対策	健診受診者数 （R3年4月～R4年3月） ※R5年の12月にR4年度の健診情報の格納が完了するため、健診情報が抽出基準に含まれるものについては、R3年度の実績を確認することになる。	一体的実施支援ツールの基準該当者数 （R3年4月～R4年3月）	一体的実施・KDB活用支援ツール
			・服薬（多剤）	被保険者数 （R4年4月1日時点）	一体的実施支援ツールの基準該当者数 （R4年4月～R5年3月）	一体的実施・KDB活用支援ツール

個別事業（一体的実施）の評価指標例

	低栄養	糖尿病性腎症重症化予防	健康状態不明者対策
アウト プット	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者のうち、支援できた者の人数・割合 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者のうち、支援できた者（個別支援・受診勧奨）の人数・割合 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者のうち、現状把握ができた者の人数・割合 医療・介護等の支援へつなく必要があると把握された者の人数
アウト カム	<ul style="list-style-type: none"> 体重が維持(±0.9kg)・改善(+1kg)できた者の人数・割合 低栄養傾向(BMI 20以下)の者の人数、割合 1年後の要介護認定の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 受診勧奨事業：対象者のうち、受診した者（服薬治療を開始した者、傷病名+（検査、生活習慣病管理料）等で受診が確認できた者）の人数、割合 治療中断者のうち健診又は受診につながった者（服薬治療を再開した者、傷病名+（検査、生活習慣病管理料）等で受診が確認できた者）の数・割合 HbA1c ≥8.0%の人数、割合の変化 SBP ≥160orDBP ≥100以上の割合の変化 	<ul style="list-style-type: none"> 健診受診した者の人数・割合 医療・介護サービス等が必要と判断される者のうち、医療・介護サービス等につながった者の人数・割合
	服薬指導（多剤）	口腔	身体的フレイル
アウト プット	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者のうち、支援できた者の人数・割合 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者のうち、支援できた者の人数・割合 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者のうち、支援できた者の人数・割合
アウト カム	<ul style="list-style-type: none"> 介入前後3ヶ月の受診状況（受診医療機関数、受診回数） 介入前後3ヶ月の処方薬剤数が15剤以上の人数、割合 <p>※特定の月のみ多い・少ないという状況も想定されるため、介入前3月分と、介入後3月分を評価することが重要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医療機関の受診状況 後期高齢者の質問票（4咀嚼「はい」・5嚥下「はい」と回答した者の人数、割合 （介入者のうち、誤嚥性肺炎の既往がある者については）介入1年後の誤嚥性肺炎の罹患状況 1年後の要介護認定の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 適切なサービス（専門職、地域支援事業等）へつながっている人数、割合 後期高齢者の質問票（①健康状態「4、5」かつ⑦歩行速度「はい」または⑦歩行速度「はい」かつ⑧転倒の該当者「はい」と回答した者の人数、割合 1年後の要介護認定の状況

参考資料

- データヘルス計画の標準化
 - ・ 標準化の要素及び評価指標の整理
 - ・ 考え方のフレーム（構造的な計画様式）
- 高齢者保健事業における目設定の考え方
- 他の計画について

データヘルス計画の標準化について

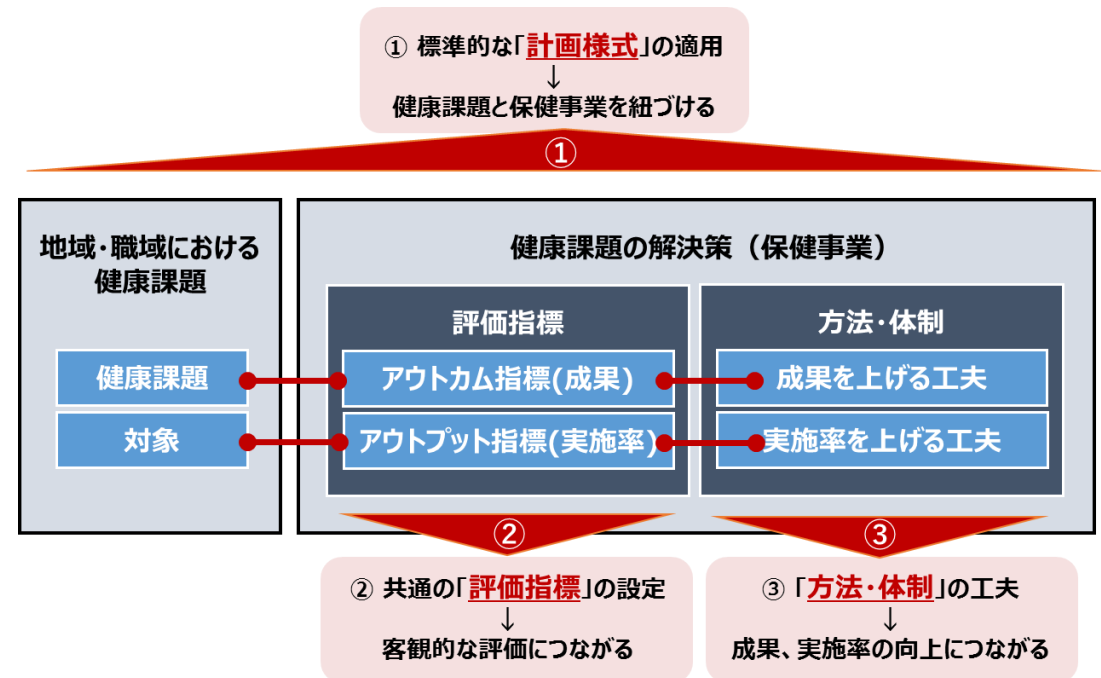
- 「データヘルス計画における標準化」は、①データヘルス計画の様式、②評価指標、③保健事業の方法・体制の標準化の3つの要素から構成される。
- 標準化により、計画策定や保健事業運営の負担が軽減されるだけでなく、共通の評価指標を用いることで実績を比較可能にし、効果的な保健事業（方法・体制）をパターン化することで、事業効果の向上が期待される。
- データヘルス計画の標準化は、最低限の要素を標準化した上で、それぞれの保険者による独自の工夫を促すことが想定されている。

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日）（抜粋）

（医療・介護分野におけるデータ利活用等の推進）

（前略） 被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認の導入のための「保健医療データプラットフォーム」を2020年度に本格運用を開始するとともに、患者の保健医療情報を患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2020年度中に、レセプトに基づく薬剤情報については2021年中に稼働させ、さらに手術等の情報についても2022年中に稼働させる。それ以外のデータ項目については、情報連携の必要性や費用対効果等を検証しつつ、技術動向等を踏まえ、2020年中を目途にデータヘルス改革に関する工程を具体化する。医療分野の個人情報の保護と利活用の推進策を検討する。**保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組を推進する。**本年3月の「審査支払機関改革における今後の取組」等に基づき、審査支払システムや業務を整合的かつ効率的に機能させる等の改革を着実に進める。科学的介護・栄養の取組を一層推進する。（後略）

データヘルス計画 標準化の要素

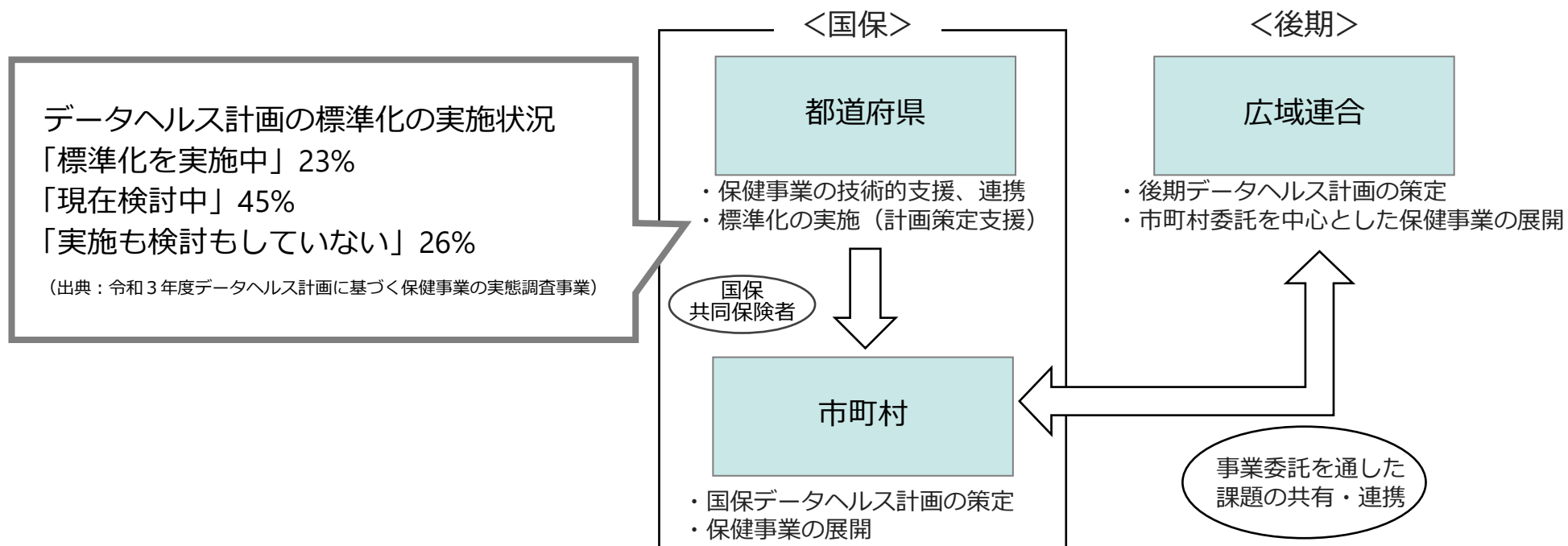


出典：東京大学未来ビジョン研究センター「都道府県による第3期データヘルス計画策定支援について」P23

国保・後期における標準化に係る取組の現状

第2回 高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きに係るワーキンググループ

- 国保においては、従前より、各市町村が保健事業を展開しており、平成30年度から共同保険者となった都道府県が、各都道府県における市町村の実態を踏まえた上で、市町村が使う様式・記載事項をそろえることや共通の評価指標を用いる等により、データヘルス計画の標準化を進めている。（実施中及び検討中が約7割弱）
- 一方、後期においては、健診以外の保健事業が実施されていない等の課題を踏まえ、令和2年度より、広域連合から市町村への委託というスキームで一体的実施の取組が開始されたところであり、データヘルス計画の標準化は進められていない。（一部の広域連合で、一体的実施の取組を検討する際の様式や指標を検討）

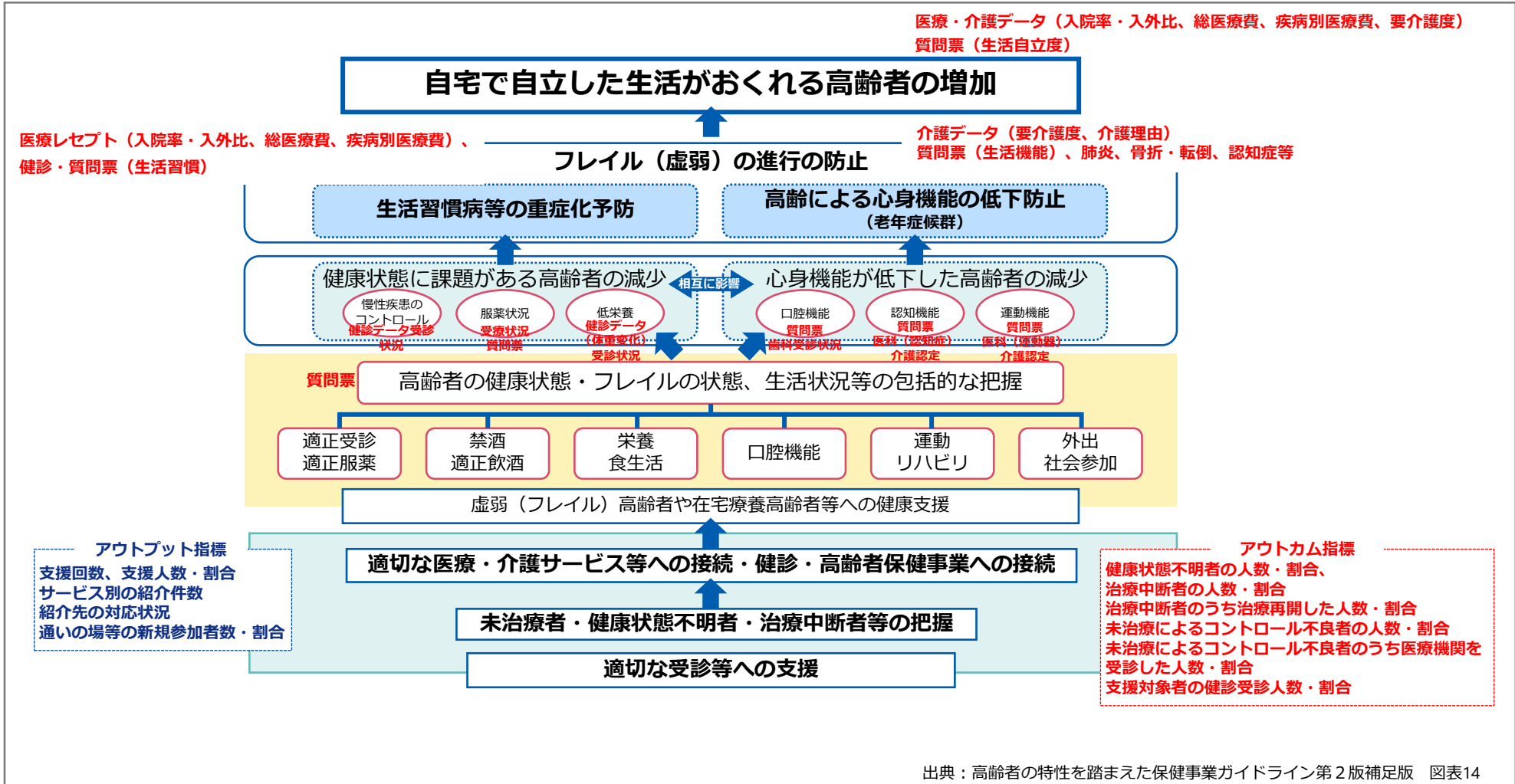


⇒ 後期においては、後期データヘルス計画策定の手引きの中で、策定段階での計画の構造的なフレーム（計画様式）や、評価指標について提示してはどうか。

高齢者保健事業における目標設定の考え方

第2回 高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きに係るワーキンググループ

- 適切な受診等への支援を含む **高齢者保健事業の最終的な目的は、生活習慣病等の重症化予防と高齢による心身機能の低下防止により、自立した生活が送れる高齢者が増加すること。**



計画期間と記載内容

- 現行のデータヘルス計画策定の手引きにおいて、計画期間については、「計画期間を定めるに当たっては、他の保健医療関係の法定計画との整合性を考慮する。」と示している。
- 他の法定計画等との調和については、「都道府県健康増進計画や市町村健康増進計画、都道府県医療費適正化計画、介護保険事業計画と調和のとれたものとする必要がある」と示している。

計画期間と記載内容

計画名	作成者	計画期間	記載概要
医療計画	都道府県	■ 6年間（※第6次までは5年間） 第8次（令和6～令和11）	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県の二次医療圏域毎の病床数の設定 ● 医療提供施設の整備目標 ● 医療従事者の確保 等
医療費適正化計画	都道府県	■ 6年間（※2期までは5年間） 第4期（令和6～令和11）	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療に要する費用の見込みに関する事項 ● 住民の健康の保持の推進に関し達成すべき目標 ● 医療の効率的な提供の推進に関し達成すべき目標 等
データヘルス計画	保険者	■ 6年間（※第1期は3年間） 第3期（令和6～令和11）6年間	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の健康課題 ● 健康課題に対応した目標 ● 保健事業の内容 等
健康増進計画	都道府県 市町村	■ 10年間（※第1次は12年間、第2次は1年間延長して11年間） 次期（令和6～）	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康の増進の推進に関する基本的な方向 ● 各施策（栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙等）の取組と目標 等
介護保険事業支援計画	都道府県	■ 3年間 第9期（令和6～令和8）	<ul style="list-style-type: none"> ● 老人福祉圏域毎の介護サービス量の見込み ● 市町村の介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標 等
介護保険事業計画	市町村	■ 3年間 第9期（令和6～令和8）	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活圏域毎の介護サービス量の見込み ● 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標 等

第4期医療費適正化計画（2024～2029年度）に向けた見直し（案）

医療費の更なる適正化に向けて、①新たな目標として、複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供等を加えるとともに、②既存の目標についてもデジタル等を活用した効果的な取組を推進する。また、計画の実効性を高めるため、③都道府県が関係者と連携するための体制を構築する。

計画の目標・施策の見直し

② 既存目標に係る効果的な取組

健康の保持の推進

- 特定健診・保健指導の見直し
⇒アウトカム評価の導入、ICTの活用など

医療の効率的な提供

- 重複投薬・多剤投与の適正化
⇒電子処方箋の活用
- 後発医薬品の使用促進
⇒個別の勧奨、フォーミュラリ策定等による更なる取組の推進や、バイオ後発品の目標設定等を踏まえた新たな数値目標の設定

① 新たな目標の設定

- 複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供
 - ・医療・介護の機能連携を通じた効果的・効率的なサービス提供（例：骨折対策）
 - ・高齢者の心身機能の低下に起因した疾病予防・介護予防
 - 医療資源の効果的・効率的な活用
 - ・効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療（例：急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方）
 - ・医療資源の投入量に地域差がある医療（例：白内障手術や化学療法の外来での実施、リフィル処方箋（※））
（※）リフィル処方箋については、地域差の実態等を確認した上で必要な取組を進める。
- ⇒ 有識者による検討体制を発足させて、エビデンスを継続的に収集・分析し、都道府県が取り組める目標・施策の具体的なメニューを追加

➔ さらに、医療DXによる医療情報の利活用等を通じ、健康の保持の推進・医療の効率的な提供の取組を推進

実効性向上のための体制構築

③ 保険者・医療関係者との方向性の共有・連携

- ・保険者協議会の必置化・医療関係者の参画促進、医療費見込みに基づく計画最終年度の国保・後期の保険料率の試算 等

➤ 都道府県の責務や取り得る措置の明確化

- ・医療費が医療費見込みを著しく上回る場合等の要因分析・要因解消に向けた対応の努力義務化 等

医療費適正化計画と他計画の関係について

医療計画

- ・ 根拠法：医療法
- ・ 目的：医療提供体制の確保
- ・ 主体：国、都道府県

地域医療構想に基づく病床の機能の分化及び連携の推進など

介護保険事業（支援）計画

- ・ 根拠法：介護保険法
- ・ 目的：保険給付の円滑な実施
- ・ 主体：都道府県、市町村

介護サービスの量の見込み、介護予防・重度化予防の支援など

健康増進計画

- ・ 根拠法：健康増進法
- ・ 目的：住民の健康の増進の推進
- ・ 主体：都道府県、市町村

生活習慣病予防の推進など

都道府県が定める
他計画との調和義務

医療費適正化計画

- ・ 根拠法：高齢者医療確保法
- ・ 目的：医療費適正化の推進
- ・ 主体：国、都道府県

医療の効率的な提供、健康の保持の推進による
医療費の適正化

医療費の適正化に向けた、
保険者と連携した取組

保険者が定める計画

特定健診等実施計画

- ・ 根拠法：高確法
- ・ 目的：特定健診等の有効・適切な実施
- ・ 主体：保険者

保険者による予防・健康づくり、
医療費適正化の取組など

データヘルス計画

- ・ 根拠法：医療保険各法に基づく告示
- ・ 目的：保健事業のPDCAサイクル
- ・ 主体：保険者

保険者による予防・健康づくり、
医療費適正化の取組など

国保運営方針

- ・ 根拠法：国民健康保険法
- ・ 目的：国保の安定的な財政運営など
- ・ 主体：都道府県

医療費見通し・標準保険料
医療費適正化の取組など